

**「（仮称）練馬区空家等および不良居住建築物等の適正
管理に関する条例」（骨子案）への意見募集について**

【意見募集期間】

平成 29 年 2 月 21 日（火）～ 3 月 31 日（金）

練 馬 区

1 意見募集の趣旨

適正に管理が行われていない空家が、防災・防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。こうした中、国は、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）を定め、平成27年5月に全面施行しました。

一方で、空家だけではなく、居住者がいながら堆積物等による不良な状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）をめぐる問題も、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。

そこで、区では区内の空家の所在や状態、所有者のニーズ等の実態を把握することがまちづくりを進めていく上で必要不可欠であると考え、平成27年度に「練馬区空き家等実態調査」を実施しました。

この実態調査の結果を基に、空家および堆積物等による不良な状態にある居住建築物をめぐる問題の解決に向けた「練馬区空き家等対策計画」を策定するとともに、この計画に基づく取組内容を定める条例（骨子案）をまとめました。

つきましては、条例（骨子案）の内容をお知らせするとともに、区民意見反映（パブリックコメント）制度により、区民の皆様からのご意見を募集します。

2 意見を募集する条例（骨子案）

（仮称）練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例（骨子案）

○ 別紙 条例（骨子案）

3 施行期日

平成29年6月 一部施行

平成29年10月 全面施行

※ いわゆる「ごみ屋敷」への立入調査や勧告・命令・代執行、空家への応急措置等空家等対策の推進に関する特別措置法に規定されていないものについては、周知期間を設けた上で施行します。

4 募集期間等

(1) 募集期間

平成29年2月21日（火）～3月31日（金）【必着】

(2) 周知方法

条例（骨子案）は、区民事務所（練馬区民事務所を除く。）、出張所、図書館（関町図書館を除く。）、区民情報ひろば（区役所西庁舎1階）、環境課まち美化推進係（区役所本庁舎18階）および区ホームページでご覧になれます。

(3) 提出方法

①住所、②氏名（ふりがな）、③電話番号、④条例（骨子案）に対するご意見を明記し、上記募集期間内に郵送、ファクスまたは電子メールで下記提出先へお送りください（様式は自由です）。

【提出先】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区環境部環境課まち美化推進係

ファクス：03-5984-1227

電子メール：KANKYOU01@city.nerima.tokyo.jp

(4) 意見の公表

いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類した上で、区ホームページ等で公表します。なお、個々のご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 今後のスケジュール

平成29年6月

条例案を平成29年第二回練馬区議会定例会に提出予定

条例一部施行予定

平成29年10月

条例全面施行予定

6 その他

条例（骨子案）に関連する計画についても、あわせてご覧ください。

- 参考1 練馬区空き家等対策計画【概要版】
- 参考2 練馬区空き家等対策計画【全文】